

介護保険

令和6年
8月から

施設を利用している方の居住費の基準費用額等が変わります

近年の光熱費の高騰や、在宅で生活している方との負担の均衡を図るため、介護保険施設【特別養護老人ホーム・介護老人保健施設へ入所するときやショートステイを利用するとき】などの「**居住費にかかる基準費用額**」が、**1日あたり60円引き上げられます。**

■令和6年8月からの居住費の基準費用額（居住費の標準的な費用）（日額）

多床室		従来型個室		ユニット型 個室の 多床室	ユニット型 個室
特養 ※1	特養以外 ※2	特養 ※1	特養以外 ※2		
915円	437円	1,231円	1,728円	1,728円	2,066円

※1：「特養」は、特別養護老人ホーム・短期入所生活介護のことです。

※2：「特養以外」は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護のことです。
なお、「食費（日額：1,445円）」については、変更ありません。

負担限度額制度

所得が低い方は、居住費と食費の負担が軽くなります

介護保険

上記の引き上げに伴い、令和6年8月から太枠で囲まれた中の額が変更となります。

利用者負担段階	対象となる収入状況 ※1	預貯金等の資産要件 ※2	居住費（滞在費） 日額				食費日額 【 】は ショート ステイ
			多床室	従来型 個室 ※3	ユニット 型個室の 多床室	ユニット 型 個室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下	0円	550円 (380円)	550円	880円	300円 【300円】
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円以下	430円	550円 (480円)	550円	880円	390円 【600円】
第3段階 ①		前年の合計所得金額 +年金収入額が80万円超、120万円以下	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	650円 【1,000円】
第3段階 ②		前年の合計所得金額 +年金収入額が120万円超	430円	1,370円 (880円)	1,370円	1,370円	1,360円 【1,300円】

※1 「世帯」世帯を分離している配偶者を含む。「年金収入額」遺族年金などの非課税年金を含む。

※2 第2号被保険者については、利用者負担段階にかかわらず「単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下」となる。

※3 従来型個室の（ ）内は、特養またはショートステイ（短期入所生活介護）

制度を利用する場合は申請手続きが必要ですので、担当のケアマネジャー・施設職員等にご相談ください。また、ご不明な点は下記へお問い合わせください。

【問合せ先】

- ・制度の内容等：保健福祉課 Tel42-0708
- ・介護保険の申請・利用相談：地域包括支援センター Tel42-1933